

大気汚染常時監視測定局の設置主体別・項目別測定局数

(平成20年3月31日現在)

項目	設置局数			二酸化硫黄		窒素酸化物		一酸化炭素		全炭化水素		非メタン炭化水素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		風向・風速		温度			湿度			日射量		降水量		交通量		
	一般	自排	気象	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	気象	一般	自排	気象	一般	自排	一般	自排	一般	自排			
大阪府	20	8		11	5	20	8	2	3	7	6	7	6	20		20	8	20	3	11	2		4	2		5	1	1			5	
政令市	大阪市	15	11	1	14	2	13	11		5	3	2	3	2	13		14	9	10		3		1	3		1	2				1	
	堺市	9	8		6		9	8		2	5	1	5	1	9		9	8	9	4	4		4			1						
	豊中市	2	2		1	1	2	2		1		1		1	2	2	2	2	1	2	1	2										1
	吹田市	3	1		3	1	3	1		1	1	1	1	1	3		3	1	3	1	1		1			1						
	高槻市	2	2		2	1	2	2		2		1		1	2		2	2	2	2	1		1									1
	枚方市	4	3		4	2	4	3		2					4		4	3	4	3												
	八尾市	2	2		2		2	2				1		1	1		2	2	2	2						1						
	東大阪市	2	1		2	1	2	1		1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	1		1									
小計	39	30	1	34	8	37	30		14	10	8	10	8	36	3	38	28	33	13	11	2	1	10		1	5					3	
一般市町	12	2		10		11	2	5	2	1	1	1	1	12		11	1	11	2	3		2						1				
合計	71	40	1	55	13	68	40	7	19	18	15	18	15	68	3	69	37	64	18	25	4	1	16	2	1	10	1	2			8	

- 備考
1. 局種別中「一般」は一般環境大気測定局、「自排」は自動車排出ガス測定局、「気象」は気象要素の測定局(高所の測定局を含む)を示す。
  2. 政令市は大気汚染防止法施行令第13条第1項並びに第2項の規定による、地方自治法の指定都市の大阪市及び堺市、中核市の高槻市及び東大阪市、並びに特例市の豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市(8市)である。
  3. 一般市町とは、岸和田市、守口市、寝屋川市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、交野市及び熊取町(9市1町)である。
  4. 測定局数は平成19年度途中で測定終了した局及び測定開始した局を含む延べ数である。